

施設ご利用の方へのお知らせ

望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方々が利用する施設において区分に応じ喫煙の禁止を規定した『健康増進法の一部を改正する法律』が本年（2019年）7月1日に一部施行されました。つきましては、同法の立法趣旨にも鑑み、当施設でも 9月1日より”敷地内（屋外施設を含む）禁煙”とさせていただきます。同日より現在駐車場の一角にある喫煙スペースを廃止し、設置している灰皿も撤去させていただきます。愛煙家の皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

川崎市多摩スポーツセンター 館長